

定 款

カ ナ レ 電 気 株 式 会 社

定 款

制 定	昭和49年	2月	2日
改 定	昭和63年	7月	29日
改 定	昭和63年	11月	18日
改 定	平成 2年	6月	29日
改 定	平成 3年	6月	27日
改 定	平成 4年	6月	26日
改 定	平成 6年	6月	29日
改 定	平成 7年	6月	29日
改 定	平成 9年	6月	12日
改 定	平成10年	6月	11日
改 定	平成12年	6月	9日
改 定	平成14年	6月	7日
改 定	平成15年	6月	10日
改 定	平成16年	6月	11日
改 定	平成17年	6月	10日
改 定	平成17年	11月	21日
改 定	平成18年	6月	8日
改 定	平成21年	6月	10日
改 定	平成22年	6月	11日
改 定	平成24年	3月	13日
改 定	平成28年	3月	17日
改 定	令和 5年	3月	17日

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、カナレ電気株式会社と称し、英文では、**Canare Electric Co., Ltd.**と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 次の製品の製造および販売

- ①電線、ケーブル、光ファイバ、光ファイバケーブル
- ②電気信号用コネクタ、産業機械用コネクタ、光コネクタ
- ③電気機器の接続用コードおよびコネクタの加工、組立
- ④半導体、集積回路等電子部品
- ⑤センサ、電子・通信機器、測定器、分光器、情報機器等応用機器
- ⑥AV機器収納用卓およびワゴン

(2) 前項の製品で構成する接続システムの設計、製作、施工および販売

(3) 1項および半導体の研究、開発

(4) 前各項に関する技術および情報の販売

- (5) 不動産の保有、賃貸および管理
- (6) 経営上必要と認める他の事業に対する投資
- (7) 前各項に付帯しまたは関連する事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を愛知県日進市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、23,092,200 株とする。

(取締役会決議による自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- (2) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(3) 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年1月1日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者)

第14条 株主総会は、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役がこれを招集する。

(2) 当該代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集する。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役が行う。

(2) 当該代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(2) 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

(2) 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第 18 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

(2) 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 19 条 当社の取締役は、10 名以内とする。

(選任方法)

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

(2) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(3) 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(2) 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(2) 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役がこれを招集する。

(2) 当該代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集する。

(取締役会の議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役が議長となる。

(2) 当該代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。
ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(2) 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(2) 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

(2) 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く。）との間に取締役（業務執行取締役等を除く。）の責任を法令の限度額において免除する契約を締結することができる。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

(2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(2) 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第37条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第38条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

(2) 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に監査役の責任を法令の限度額において免除する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第39条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(2) 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会に

において再任されたものとする。

(会計監査人の責任免除)

第 41 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に会計監査人の責任を法令の限度額において免除する契約を締結することができる。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 42 条 当社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 43 条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

(中間配当)

第 44 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 45 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。